

10月 定例教育委員会会議録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 平成 28 年 10 月 27 日 (木) 午後 5 時 30 分から午後 7 時まで |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長
杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員 秋元富敏委員 |
| 4 | 出席職員 | 秋野雅彦教育部長 藺田欣也教育総務課長 佐藤千明学校給食管理室長
山本敏治学校教育課長 伊藤八重子中央図書館長 高梨恭孝文化財課長
鈴木都実世幼稚園保育園課長 大杉祐子総務課長 |
| 5 | 傍聴人 | 0 人 |

●教育委員会が決定したもの

(1) 議案第 46 号 平成 28 年度磐田市一般会計補正予算(教育費関係)の要求について

<教育総務課>

歳出の 10 款 1 項 2 目事務局費 放課後児童クラブ運営事業については、法令改正により 10 月 1 日からの「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」により放課後児童クラブの臨時職員について社会保険料の事業主負担分が必要となったことに伴い、905 万円を要求しております。従来は 1 日 5 時間勤務で 1 週間 25 時間勤務の場合は、社会保険に加入の必要はありませんでしたが、10 月 1 日以降は、20 時間以上の勤務の場合は保険に加入することとされたことによります。支援員は主婦の方が多く、保険や税について配偶者の扶養の範囲内で働きたいという方が極めて多いこと、また保険に加入するのであれば支援員を辞めたい、または勤務時間を短くしたいという要望が、昨年度の調査の結果、非常に多くあり、このような事態になると支援員不足により放課後児童クラブの運営維持に支障を来す恐れがあったため、支援員個々に事情を聞いたり、こちらの状況を説明したりする必要があったため、この時期の補正予算になりました。

10 款 2 項 1 目小学校費学校管理費の施設管理事業の事務局分については、共済費 29 万 8,000 円と賃金 420 万 9,000 円の増額となります。これは、小学校嘱託事務職員が退職し、その補充の事務職員 3 名を臨時職員として採用したことに伴い、補正するものです。850 万 8,000 円については修繕料です。学校からの修繕要望や設備保守点検による指摘事項のうち、緊急性が高く来年度の当初予算では間に合わないなど、学校運営への影響が生じる恐れがある修繕に取り組み、児童の安全や環境改善を図っていくものです。内容は、空調機器 1 件、プール設備 3 件、体育館照明器具 1 件、教室増加に伴う改修 1 件、屋外トイレ 1 件の 7 件を計上しています。空調機器 1 件は磐田中部小学校の分室です。面談室での聞き取りは窓を閉めて外部音を遮断する必要があり、空調機器の整備が急務であると判断しました。プール設備は向笠小学校、豊田東小学校、豊岡南小学校の 3 校です。ポンプモーターといった部品の取替え等です。体育館照明器具は豊岡北小学校で、照明器具 18 灯の全部の取替えを行います。教室の改修は富士見小学校です。特別支援の情緒学級の増加に伴い、空き教室が無い場合既設教室を 2 分割にする間仕切り壁の設置です。屋外トイレは竜洋西小学校です。運動場南側の女子トイレ 3 基が配管詰まりのため使用不可で、学校や地域使用に影響があり、修繕が必要と考えています。

10 款 3 項 1 目中学校費学校管理費の施設管理事業の事務局分については、中学校嘱託用務員が退職し、その補充の用務員 1 名を臨時職員として採用したことに伴い、共済費 13 万 1,000 円と賃

金 91 万 3,000 円の増額となります。

教育委員会の職員給与費の 11 月補正についてですが、人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動等に伴う例年通りの補正となります。給与改定による補正額は、給与費が 1,746 万 8,000 円の減、手当額が 211 万 7,000 円の増、共済費が 915 万 8,000 円の減となります。参考までに、人事院勧告の概要について説明します。今回の勧告では、民間企業との格差を埋めるため、一般職について給料月額を 0.17%、金額にして 400 円から 1,700 円を引き上げること、ボーナス・期末手当については、0.1 月分を引き上げることのほか、配偶者に係る扶養手当の減額の見直し、1 万 3,000 円から 6,500 円などが勧告されています。

<学校教育課>

20 款 5 項 5 目教育費雑入「パナソニック教育財団の研究助成」として、補正額として 100 万円の歳入があります。「ICT を効果的に活用して、教育内容及び教育方法の改善等に取り組む実践的研究に対して助成」をいただけるものです。パナソニック財団は、今までは、学校単位に助成をして研究を推進してきましたが、研究成果をその学校だけでなく、もっと他校にも広げていきたいという趣旨から、今回初めて教育委員会を対象に助成をしていただけることになり、磐田市教育委員会がその対象になった次第です。

その 100 万円を受けて、10 款 2 項 2 目小学校費教育振興費「小学校コンピュータ教育推進事業」に 100 万円の補正を計上しました。具体的には、岩田小学校をモデル校として、ICT 機器を活用した授業を研究するための予算です。大型モニターを整備し、平成 29 年度にかけて 1 年数か月の中で、ICT 機器を活用した授業の在り方や、次期学習指導要領から導入される小学校英語科でモジュール学習導入の方向性もあることから、その可能性等について研究を進めていきたいと考えています。

10 款 1 項 2 目事務局費「学校 ICT 環境推進事業」ですが、245 万円の補正を計上しています。磐田市は、現在学校のネットワークは市のネットワークを共用で使用しています。今後、各自治体はマイナンバー制度の導入等により、ネットワークのセキュリティ強化が求められてきます。平成 29 年 7 月から、各自治体のネットワークは高いセキュリティレベルを保つため、県のサーバに一本化されることになり、学校のネットワークは、市と分離する必要性が生じてきました。平成 29 年 7 月からのスタートに間に合わせるためには、今年度から対応しないと間に合わないことが分かりました。そこで、専門的な知見から、ネットワーク分離の仕様書作成の補助や業者選定の支援等をしていただくため、コンサルティング会社への業務委託のための費用を計上することとしました。

コンサルティング会社にサポートをいただきながら、ネットワーク分離工事を請け負う業者を今年度中に決定し、作業を開始していきます。今年度中に、入札により業者を決定するためには、予算の裏付けが必要となることから、「教育系インターネットサーバ構築」費用として、平成 29 年度から 34 年度までの債務負担行為を設定していきたいと考えています。

<幼稚園保育園課>

10 款 4 項 1 目、公立幼稚園運営事務です。こちらは臨時職員の配置人員増に伴う増額ですが、賃金と共済費の増額になっています。当初予算の計上時では 109 人を見込んでいましたが、121 人を見込んで 12 人の増ということで、賃金については 123 万円を増額、共済費については 227 万 7,000 円を増額しますが、共済費については人員分の増と短時間労働者の厚生年金健康保険の適用拡大による増額分も含めての金額となっています。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

(2) 議案第 47 号 磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 48 号 磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

この2本の議案は、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正をするもので、主な改正内容は、「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に変更するものです。「情緒障害児短期治療施設」は、児童福祉法に基づき、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所または通所させる施設であって、現在も、今回変更する「児童心理治療施設」と通称で呼ばれています。通称名を用いている背景としては、「『障害』という言葉で心理的な困難を抱える子どもたちを表してよいのか」や「子どもたちや家族が、その名称に抵抗感がある」また「平均在所期間が2年を超えているという現状で『短期』ということは誤解を与える」などの意見が多くあることからです。今回の改正では、通称名である「児童心理治療施設」を正式名称とするものです。

それでは最初に議案第 47 号から説明します。別表の備考中第 6 項を改正いたしますが、こちらは、教育・保育施設を利用する際の保育料について、同一世帯に複数の子どもがいる場合、支給認定を受けた子と、それ以外の子が混在するケースの保育料と、対象となる子どもについて規定しています。現行の第 1 号の「情緒障害児短期治療施設」の記載がされているべきである箇所に記載がなかったため追加をするものです。さらに同じく別表中、備考第 6 項の第 1 号と第 4 号の「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改正するものです。なお施行期日は、第 1 条の規定は交付の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日からです。

続いて、議案第 48 号です。第 3 条で「市立幼稚園と併行通園している場合の減免」について規定していますが、第 1 号キ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改正するものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からです。

なお、議案第 47 号については、本日承認された後、11 月議会に上程していく予定です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

(4) 議案第 49 号 磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 50 号 磐田市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

(6) 議案第 51 号 磐田市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則について

(7) 議案第 52 号 磐田市教育委員会公印規程の一部改正について

この4本の議案は、平成 29 年 4 月に「磐田市立青城幼稚園」を幼稚園型認定こども園へ移行することに伴い、所要の改正をするものです。改正内容は、議案第 49 号から 51 号の3議案は、園名

を「磐田市立青城幼稚園」から「磐田市立青城こども園」に改正するもの、また、議案第 52 号の公印規定については、「磐田市立青城幼稚園印」を「磐田市立青城こども園印」に、「磐田市立青城幼稚園長之印」を「磐田市立青城こども園長之印」に改めるものです。施行期日は、いずれも平成 29 年 4 月 1 日からです。

なお、議案第 49 号については、本日承認された後、11 月議会に上程していく予定です。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

(8) 議案第 53 号 磐田市特別職の職員で常勤のものものの給料等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

こちらの議案については、非公開で行いたいと思います。

・・・(内容非公開)・・・

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

●各課から報告されたもの

(1) 教育総務課

それでは、「磐田市部設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明します。こちらは非公開をお願いします。

・・・(報告内容非公開)・・・

実施済み主要事業の京都市立凌風学園視察及び京都市教育委員会訪問です。今回の視察訪問の目的ですが、これまでの目的は建屋の視察等一体校の施設面の調査研究を行ってききましたが、今回は一体校の整備に関して構想段階から開校に至るまでの推進体制、組織体制を主に視察してきました。視察は 10 月 21 日(金)、学府一体校推進室長、同室主任の他、施設管理グループ長と教育総務課長の 4 人で視察訪問し、調査をしてきました。京都市における一貫校開校までの 5 年間の事務局体制の一例です。

開校 5 年前に、常設組織として「学校統合推進室」があります。この「室」は磐田市の「課」に相当していて、職員構成は、行政職員が 7 から 11 人となっています。複数の一体校を同時に進めているので、組織の構成員もそれに応じて増減します。この室の分掌は、京都市には学校規模適正化の観点から推進する方針があるので、現状の児童生徒数に加え人口推計を参考にして、小学校では 150 人以下、中学校では 200 人以下となる学校については、この室から学校区の校長へ統廃合に向けての地域の調整を依頼する形を取っています。この調整の結果、P T A で統廃合に関する決議をして、地域で合意形成をするプロセスになっています。

開校 4 年前を目途に、P T A や地域から要望書が出される段階に入ります。要望書の中で一体校の建設場所、施設の形態、開校年度等が示されます。ここでいう施設形態というのは、磐田市でいう A 型、B 型、C 型というものです。

開校3年前になると、学校統合推進室の中に開設準備室が設置されます。この室は、統廃合の要望が出された学府ごとに設置されるので、一体校のハード面の推進とは別に、一体校で行われる教育のソフト面の検討を進めていく組織になります。具体的な分掌事務としては、統合協議会のほか、教育企画推進室、およびそれにより運営される各部会との連絡調整や広報等になります。この統合協議会は、PTA役員や地域住民によって構成され、校名や校歌、制服、通学路等について協議する役割を果たします。

開校2年前には教育企画推進室を設置し、統廃合する関係の学校の校長会、教頭会のほか、教育課程の編成等を行う一貫教育部会、研修計画等を作成する研究部会、生徒指導部会等について協議検討を進める体制になります。

今回の視察結果を参考にして、今後本市においても一体校を推進していくための組織体制の検討を進めていきたいと考えています。

<質疑・意見>

なし

(2) 学校給食管理室

実施済主要事業として、「“しっぺい”食育で給食訪問」について報告します。本市では、授業や給食の時間を利用して、栄養教諭や学校栄養職員が各学校を訪問し、小・中学校の全ての学年で食育を推進していますが、今回この一環として、“しっぺい”が給食の時間に教室を訪問し、「バランスよく何でも食べて大きくなろう」というエールを子どもたちに送るため、10月13日に今年で開校100周年を迎えた竜洋西小学校の3年2組を訪問しました。当日は、学校栄養職員が「食べ物の働きについて」と題して、給食のメニューに関連付けて話をしたほか、サプライズで“しっぺい”が登場してエールを送り、子どもたちも大喜びでした。なお、この様子は、市ホームページの「Web版いわたまちの話題」で、「食の大切さを学ぶ児童にしっぺいがエール」として紹介されています。

次に、予定事業として、「平成28年度第2回学校給食運営委員会」の開催についてですが、今年度は第1回の運営委員会を7月6日に開催し、給食費に係る平成27年度決算及び平成28年度予算のほか、給食における栄養の摂取状況や献立の年間計画等について報告をしましたが、第2回の運営委員会を11月14日月曜日の12時から、豊田学校給食センターで開催をします。内容については、委員の皆様にご給食の試食をしていただいた後、平成29年度の小学校と中学校、また、幼稚園及び認定こども園における給食の実施回数や給食費について御審議をいただくほか、今年度上半期の栄養摂取状況等について報告をする予定です。

次に、「学校給食試食会」の開催についてですが、今回初めての取組として、市民の方々を対象に、3か所の学校給食センターにおいて給食の試食会を実施するもので、11月18日に大原、11月24日に豊岡、11月30日に豊田でそれぞれ開催をします。開催に当たり、10月号の広報や市ホームページのほか、いわたホットラインにおいて、各センターで15名ずつ募集し11月4日の金曜日まで受け付ける旨をお知らせしており、今日現在の応募状況は、大原が13名、豊田が10名、豊岡が7名という状況です。なお、当日は、給食の試食のほか、施設の紹介や栄養士の講話なども行う予定です。

<質疑・意見>

- 試食会に希望を出されているのは、保護者の方ですか。
- 調べてみますと、お孫さんが学校に通っているのです。どんな給食か食べてみたいという年配の方、

今はまだ子どもが小さいけれど、今後幼稚園や小学校に上がったときにどんな給食を食べるか食べてみたいという若いお母さんの二つに分かれています。平日ということも影響しているのかもしれない。

(3) 学校教育課

実施済み事業として、磐田市特別支援学級担任研修会Ⅲについてです。本研修会は、3年計画で設定された研修会です。特別支援が必要な子どもが増えているため、特別支援学級担任の力量を高めようと計画され実施してきたものです。今年度はその3年目にあたります。常葉大学の野村和代先生を講師に迎え、発達障害の理解や特性理解、さらには参加者から出された課題をケーススタディとして、参加者で考えを出し合い解決方法をみんなで考えていくなど、より実践的な内容の研修会になりました。32校を10校ずつぐらいに分け、丁寧に行っている研修会です。各校でノウハウを広げていければと考えています。

予定事業として、心の教室相談員研修会があります。心の教室相談員は13名配置していますが、本当に多くの子どもたちの相談を受けています。今回は常葉大学の伊東明子先生を講師に迎え、「不登校児童生徒への対応について」を演題に講演を聞いたり、各校における相談内容や児童生徒の実態について共有化を図ったりして、心の教室相談員の方の力量を高めていきたいと考えています。

<質疑・意見>

なし

(4) 中央図書館

始めに、図書整理日の変更について報告します。11月の図書整理日ですが、竜洋図書館と豊岡図書館の第4水曜日の図書整理日ですが、23日の祝日と重なるため、第3水曜日の16日に変更します。また、福田図書館の第4木曜日の図書整理日は24日ですが、23日の祝日は閉館となり、24日とすると連日閉館となるため、第3木曜日の17日に変更するものです。

実施済み事業としては、10月4日より新図書館システムが稼働しました。これに合わせて図書館のホームページもリニューアルし、新たな機能として「電子図書館機能」や、読みたい本や借りた本を登録できる「MY本棚」、読書目標を定めて読書量を把握できる「読書マラソン」、また、図書館の蓄積データを検索して疑問の解決に役立つ「レファレンス機能」の充実などが加わりました。

次に、10月18日(火)に(仮称)子ども図書館の基本構想策定のための第1回の市民懇話会を開催しました。教育委員会のホームページ上で会議予定をお知らせしましたが、傍聴者はいませんでした。教育長から御挨拶をいただいた後、事務局より事業概要の説明を行い、懇話会委員の皆様から、子育て相談機能に関することなど多数の御意見をいただきました。専門の相談員の配置要望や、ことばの教室や学習支援の場所としての活用、また、図書館の蔵書構成についての質問や、飲食コーナー、授乳室、周辺の安全への配慮についての御意見等がありました。いただいた御意見は、基本構想策定の中で参考にさせていただきたいと考えています。なお、第2回の懇話会は12月の予定です。

次に、予定事業ですが、11月5日(土)に中央図書館においてユニバーサル絵本を作る講座を、初めて実施します。講師として、静岡文化芸術大学の林左和子教授と点字ボランティアの磐田点友会にお願いしました。定員は15名で小学生から一般の方を対象に、触って楽しめる絵本を作ります。点字についての説明も講座の中で実施します。現在、受講者を募集中です。

最後に、11月19日(土)に中央図書館において第29回「子どもと読書講演会」を開催します。毎年、子どもにとって読書がいかに大切であるかを市民の皆さんにお伝えすることを目的に開催してきました。今年は「どろだんご」や「あしたのてんきは はれ?くもり?あめ?」などの著作で知られる絵本作家の野坂勇作氏を講師に迎え「絵本―紡ぎだされる命―」と題して、絵本は人と一緒に育ち続ける、というお話をしていただく予定です。本日から参加者を募集しています。

<質疑・意見>

なし

(5) 文化財課

遠江国分寺跡整備基本計画案については、6月の定例教育委員会で報告しましたが、その後、内容について県及び文化庁と協議してきた結果、一部内容を修正しましたので、主な修正点について説明します。初めに、木装基壇についてですが、当初の予定では、基壇の遺構を壊すことが無いよう、遺構の外側に基壇を復元するため、実際より一回り大きい基壇にすることとしていましたが、復元にあたっては、発掘調査の成果どおりに行う必要があるとの指導がありました。そこで、遺構に盛土を行い、保護層を確保した上に基壇を復元することで、発掘調査結果と同じ大きさの木装基壇を復元することといたしました。塔以外にも、金堂など、木装基壇の復元は同様な対応に変更します。次に、基壇の高さですが、高さを決める根拠となった塔跡の基壇復元の考え方について説明します。塔の礎石ですが、礎石は長い間、露出されてきたもので、市民にも長い間親しまれてきたものです。今回、基壇復元を盛土の上に行うことに変更したことから、基壇の高さを当初の予定どおり1mとすると、塔の礎石は基壇より低い位置となってしまい、基壇の内側に盛土をすると、礎石が埋もれてしまうことになります。このような状態になることを防ぐため、基壇の高さを60cmとし、引続き礎石の露出展示を継続させていきたいと考えています。なお、塔以外の基壇の高さも、塔の基壇を約6割とすることにあわせ、その割合で低くすることといたしました。また、全体的なバランスを考慮し、盛土をより多く施すことといたしました。最後に、築地塀の復元についてですが、歴史的建造物としての復元は、資料等が十分でなく、かなり難しいものになると考えられます。したがって、築地塀の復元については、模式的なものになることもありうることとし、その場合には壁面に説明板を設けるなど、最大限の利活用を検討したいと考えています。整備基本計画策定に向けた今後の予定について説明します。11月1日に遠江国分寺整備委員会を開催し、修正内容の説明と了承をいただきたいと考えております。また、11月18日に議会に対し説明するとともに、11月中旬から1か月間パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメント終了後、12月の定例教育委員会に議案として提出する予定です。

予定事業について1点追加します。現在、遠州豊田PA南にある広野遺跡の発掘を8月から本格的に行っていますが、9月第1回の見学会を実施しました。このときには、想定の数以上の200名以上の市民の皆さんが見学をしてくださいました。今回2回目の見学会を、11月27日、日曜日に実施します。今回は、約2万年前の旧石器時代の石蒸し料理施設跡である礫群の見学などを予定しています。当日は午前10時からと午後2時からの2回開催いたします。概ね1時間程度を予定しています。是非御覧いただけたらと思います。

<質疑・意見>

なし